

滋賀県立大学付属図書館所蔵

## 西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介（第七回）

（近江帰国後の西川吉輔 その二）

武知正晃

七八

## I はじめに

今回は前回にひきつづき西川の日吉大社時代の書状を紹介する。今回は現段階で年代比定の確定している書状のうち、明治七年二月七日から明治八年一月二八日までの書状一五点を翻刻紹介したい。

## II 史料解題

書状①明治七年二月七日付（通番九二一 吉輔直筆二七二）

書状②明治七年二月一六日付（通番九二八 吉輔直筆二七八）

書状③明治七年二月一七日付（通番七二七 吉輔直筆七七）

書状①は、日吉大社での対立の様子が詳しく記されているので明治七年と年代比定した。書状②、書状③については吉之輔の記事があるため明治七年と年代比定した。

書状①では、まず西川が当時住んでいた坂本の家が述べられている。西川は手伝いの人間を探しており、それを郷里の八十二郎に依頼したのである。つづいて、「先般ヨリ一社中彼是協和不致」と、日吉大社で

の対立の動きが詳しく記されている。西川によれば「老僕ノ取斗方偏執之者之三輩程有之、大不平ヲ鳴シ種々窃ニ奸談ヲ遂ケ過日老拙ノ不平々々及上申候由」と、西川に非難的な動きをとる一派が、些細なことを理由に西川を上層部に訴えるという行動にでたとする。これに対し西川も「右様之次第二付進退相決シ、過日少宮司其余不都合ノ件々厳ク上申候」と、少宮司一派の動向を訴えたところ、「内々彼党ト老僕同盟七八人大憤怒互ニ内談引も不切イヤハヤうるさき事ニ御座候」と、少宮司側につくもの、西川の側につくものが対立をはじめることとなったとする。

このような一大騒動に対して、西川は「所勞ヲ申立此頃不參致し居申候、決而御案シ被下間敷候、仮令免職相成候迄決而遺憾ニハ無之」と、郷里の八十二郎に対して安堵するように伝え、かりに免職となった場合は「滋賀旧郡ノ諸名跡ヲ觀歴シ隱遁ノ積リニ候」と、悠然とした態度を書き連ねている。

この騒動は、神職だけの問題とはならず中教院全体の問題となつていったようで、「内々僧侶も憤怒致し混雜ノ旨愉快ニ被存候」と述べている。長崎における布教を経験した西川から見ると、キリスト教の浸透という現実と戦わなくてはならない時に、このような内紛が起こることは

とてもではないが受忍できる状態ではなかったであろう。このような混乱の中、西川に中教院の「長ヲ相勤サセ候企」まで現れるが、西川はこれを「難有迷惑」と感じていた。

この問題について、明治七年二月一日西川は田中知邦に書状を送り、この次第を説明している（井上）。やや長くなるが引用したい。

（前略）

右書面ニも申上置候通り、少宮司世間能ク承ル所ノ人ニテ谷森門人ノ暴論人、左へ行ト云ハ右へ行ト申性質、御社頭御盛隆ヲ折リ何事も及示談候得共、一ヶ条トシテ異存不申儀ハ無之、中教院開筵前後之事件、且社頭取計之条々同人ト議論相決シ不申、依之中教院ニ而ハ神官・僧侶共度外ニ差置候次第ニ立到リ、其趣同人不平相積リ候故歟、都而發狂同様之暴論度々ニ及、院中人望ヲ失シ何事も相始リ不申処、当社権禰宜金子家英ト申者、是も不平ヲ鳴シ、自ノ恐ヲ少宮司ニ伝へ煽誘、禰宜樹下成言、生源寺希徳等ヲモ引入レ、老僕ノ不条件件々ヲ密ニ奸策ヲ回シ、本省へ上申ニ及度トノ志念ヲ發シ、窃ニ集会之趣ハ伝聞も仕居候処、

其後去月十九日、権少教正ヲ拙拜命之一件、少宮司・金子等大ニ鬱憤ニ不堪、尚以奸策増長し、去月五日金子ヨリ本省大輔当ニテ何事歟及上申候由伝聞、其後益以奸策回シ、希徳等手筋ヨリ追々其筋へ申立候よし、依之去四日、老僕ヨリも始末相記シ、尤進退ヲ決シ大輔殿当ニテ上申ニ及申候、尤御詮議之上御所分ヲ相待候次第（後略）

田中知邦宛の書状には、実名を記している。この書状にでる少宮司とは羽島千波多で、谷森義臣の門人とされる（井上）。この羽島と書状中に名前のでる生源寺希徳、樹下成言、金子家英といった面々が西川と対立

し、本省に対して種々「何事歟及上申」といった行動をとっているのだと説明している。ここで実名の挙がっている四名は、明治三年に作成された「一社戸籍人別御調帳」によると（佐藤①）、生源寺希徳は日吉大社正禰宜希璵の嫡子とある。年齢は明治二年で十六歳とある。生源寺家は日吉大社に代々仕える家筋であった。樹下成言は成節の嫡子で、明治二年で三十六歳、慶應元年に小日枝禰宜に就任する。羽島と金子については「一社戸籍人別御調帳」に記載がない。明治以降に日吉大社に雇われた人物なのであるか。とすると、吉輔に対立するグループも歴代神職の系譜を持つ者とそれ以外という二つの階層があることが伺えよう。

西川は傍線部のように羽島の行状を述べるのであるが、具体的にどのような問題が起こっていたのであろうか。西川の日記からこの少宮司をめぐる事件の経過を見てゆきたい。西川の日記「日枝の記 第壹号」によると、西川が日吉大社の神職たちと初めて顔を合わせたのが、明治七年の四月十七日である。しかしなぜか羽島はこのときは欠席で、五月二日夜に西川のもとを訪れている。しかし、西川は疲労を理由に面会を断り、翌日三日に初めて面会している。この時西川は前日の非礼をわびるために羽島に短冊などを贈っている。この最初の出会いの行き違いが後々まで影響を与えたわけではないであろうが、この最初のすれ違いは後の二人の関係を暗示させるものとなった。

この後、日吉大社では神社制度の整備や、中教院の整備などが進められていくが、この過程で羽島の発言と行動が問題となっていく。特に明治七年八月に入り中教院をめぐる問題が大きくなるにつれ、羽島の行動が問題となる。八月六日には吉輔のもとを訪問し、「中教院事件小島大ニ議論、迂ニシテ想ナリ、延暦寺庄セラレコトヲ議ス」と発言し、つづく十三日は「種々異教浸入ノコトヲ申シ僧侶ノ学問勉強ヲ語り、我が所存ノ不行ヲ憤リ、東京堀・本居等ハ輕蔑ナリト貶斥シ語り、弁舌ヲ以テ説

教ヲスルコトヲ誹謗シ、吉輔ヲ遥ニ説破」と羽島は西川の布教に対する努力を「弁舌ヲ以テ説教ヲスル」と批判したのである。

西川が布教に全エネルギーを投入し、説教の技量を高めるために努力してきたことは、これまでの史料紹介や長崎での動向を分析した拙稿により明らかにしてきた（武知⑥）。長崎における布教を経験し、その過程の中で日本の自立を究極の目標とし、そのための手段として布教を考える西川にとり（武知⑦）、羽島の批判は到底許せるものではなかったであろう。

このようなごたごたの中、一〇月二四日には禰宜の生源寺希徳が中院に対して辞表を提出し、事態はますます混乱していく。一二月五日には、「少宮司ヨリ希徳辞表ノコトヲ問、返答ス」と、少宮司羽島が西川のもとを訪れ、生源寺の辞表問題について詰問する。翌一二月六日も羽島は西川のもとを訪れ「夕刻、少宮司来入激論希徳一件」と激論を交わすことになる。

書状①はこの羽島との激論のすぐ後に書かれたものとなる。この時羽島はまったく納得しなかったのか、一二月九日には「新堂来話、今朝少宮司希徳辞表ノ一件不条理ヲ進達ノコトヲ上申ノ披露アリト、今日少宮司本省へ上申ノコト」と、教部省への上申を行うことになる。

一方、教部省の側も日吉社の騒動について無関心ではなく、一二月八日には「本省ヨリ茂国ヲ召吉輔性行ノコトヲ尋ラレ云云、一社中紛乱ノ聞へ有之由、讒訴アリ」と、教部省から樹下茂国を介して問い合わせがあったことが記されている。このような少宮司の行動に対して、西川もだまっていはいず、一二月一〇日付書状の傍線部にもあるように、教部省に対して「御詮議之上御所分」を依頼していくことになったのである。この問題は年内には解決せず、翌年明治八年へとずれ込むことになる。

書状②では、八日市兵衛の件、孫の人生儀礼についての報告の後、「来

入陸続僧侶・神官のミ御座候、多忙御察し可被下候也」と、日常の多忙な生活の有様を伝えている。

書状③は西川の孫の「喰初」儀式など近江八幡の記事が中心である。書状の冒頭に登場する「伊丈伎氏」は、西川の門人で平田派にも入門している近江国坂田郡伊伏村の神職伊夫枝資弼である。平田の門人帳には明治七年十二月十八日に入門とあるので、この時西川に面会して入門の依頼をしたのであろう。日吉大社の地位につくことにより、新たに西川に接近を図る人とたちも増えて行き、書状②にあるように「来入陸続」といった状態になっていたのであろう。

そして書状③の後半では「当社同僚之混雑老拙ヨリモ去般本省へ進達致置申候、進退相決シ候条追々御処分可有之如何相成候哉、住深慮候外無之候也」と述べている。書状①で八十二郎へ伝えた日吉大社の続報を伝えている。

書状④明治七年一二月二五日付（通番九三五 吉輔直筆二八五）

書状④は西川から少宮司におくられた書状の控えであろう。ここで少宮司の名前は記されていないが、おそらく少宮司羽島千波多宛のものであろう。まず冒頭で「昨廿四日本省御達書並滋賀県通達書之写御添書を以被差越夫々拜見候」とあり、これは羽島ら吉輔に反対する一派が東京の教部省や滋賀県庁に訴えたものであろう。おそらくその内容とは西川の日吉大社での行いを批判するものであったのであろう。この時の批判のうち、「遷座一件」という問題があったらしい。書状③によると、この「遷座」とは中院に神鏡を「遷座」することをさす。

これらの批判に対して、西川は「右遷座一件之御指令書ハ去月廿七日拙者持参之上及御披露候処、其場貴官御議論之件々出勤之各位具ニ承知

罷在候事二而同廿八日ヨリ所勞不參ニハ候得共、其後一度之御來談も承り不申」と、この「遷座」についても公の場で報告しており、その場に羽島自身がいたにもかかわらず、その後一度の連絡もないと批判している。つづいて、生源寺の辞職問題がでるが、これについても西川は「乍御疲労病床へ御出之上萬事御示談も可有之候処、無其儀今日迄等閑ニ被差置」と、羽島からなら連絡がないことを批判している。

西川は一貫して、羽島らのコミュニケーション不足が問題であると主張しているのである。もちろん、この批判は西川から見たものであり、羽島側の主張も考慮する必要がある。

書状⑤明治八年一月一七日付（通番七四七 吉輔直筆九七）

本書状の年代比定について、後半部分に出る「報知新聞之儀」がヒントになる。「八幡装風社名前二而中教院当ニテ御越し可被下候」という一文があるが、この「八幡装風社」という組織が中教院に対して、「報知新聞」や「教義新聞」などの新聞類を送る役割をしていたものと思われる。西川の日記「乙亥宝珠日札第参号」の明治八年一月二〇日条には、近江八幡から報知新聞の代金請求が来るとあるので、この代金請求はこの一月一七日付書状の指示に基づくものである。したがって、この書状の年代も明治八年一月一七日と確定される。

さて、この書状の中でまず注目すべきは「装風社」という組織である。この組織について西川は「其許殿弥東下ニ相決シ候ハバ、装風社いかが相成可申候歟も難斗候得共」と述べている。この東下とは養子八十二郎の函館行きのことを指すものと思われる。ここからこの組織が八幡にあり、その組織の運営に八十二郎が深くコミットしていたことが伺える。さてこの「装風社」という組織はいかなる組織であったのか。残念なが

ら現時点ではその詳細を知る史料はない。この書状にある「蔵書類ハ一まづ不残返却いたしもらひ度候」とあることから、西川の持つ蔵書を近隣の人々に貸し出すといったことをおこなっていたようである。さらに、報知新聞などの新しいメディアの取り扱いなどをしていただようである。さらに注目したのは書状後半にかかっているように、神社での布教活動に関わる「教義新聞」などの取り扱いもしていた点である。この書状からも明治初年の神道布教に対して西川の持つ人脈が大きな影響を与えていたことが伺える。

書状中ほどには谷の名前が登場する。この谷はおそらく谷鉄臣と思われるが、谷からも再度東京に上るよう催促があったことが伺える。西川は長崎での布教の後、故国近江にもどりそこを活動の基盤にするが、おそらく谷は西川の力量を評価して東京行きを勧めたのであろう。この勧めに対する西川の反応は、「去ながら能々田舎ノ昼寝都会学文ニてハ不相成、何事も一洗都而取回シ迅速手抜き無之様第一ノ心得ニ御座候也」というものであった。ここには「田舎ノ昼寝」というのが西川の現在の境遇をさし、「都会学問」という言葉が東京に再度出ること指すのであろう。しかし西川は「一洗都而取回シ迅速手抜き無之様第一ノ心得ニ御座候也」と主張するように、「田舎」「都会」という条件に関係なく自分に与えられた役割を手抜きなく行うことに対して強い義務感を抱いていると読み取れるのではないだろうか。この後、西川は東京に出仕することなく近江で活動を行う。一般的に、これまでの研究では平田派国学は明治になり没落し、その活動の場所は地方の神社など限られた場所しかなく、鬱屈したまま歴史の舞台から消え去るとされる。政治的な側面においてはそのとおりであろう。しかし、西川のこの書状を見ると、明治における国学者を「鬱屈」といった言葉だけで評価するのは一面的なものではないだろうか。

書状⑥明治八年一月二〇日付（通番七五〇）吉輔直筆一〇〇）

書状⑦明治八年一月二四日付（通番七五三）吉輔直筆一〇三）

書状⑧明治八年一月二七日付（通番七五五）吉輔直筆一〇五）

書状⑨明治八年二月一四日付（通番七六一）吉輔直筆一一一）

書状⑥⑦は、日吉大社の内紛問題に関するもので明治八年と年代比定した。書状⑥は、昨年からつづく日吉社での騒動の関するものである。西川に対して批判的な行動をとっていた少宮司羽島千波多に対しては、免職といった方向で処分がくだされることを述べている。この一連の騒動により、「是迄社用取扱等閑ニ成置候」と日吉神社内の運営にも大きな影響を与えることとなった。書状⑦は、書状の写しと思われるが、この処分にもなう神社内の人事について触れたものである。

書状⑧は、焚風社が登場するので明治八年とした。新聞代については、神社の規則変更により五五二号までは引き取るも、それ以降の号については日吉社の方で新聞を購入する可能性がなくなり、「拙者引受け候様」になったと伝えている。これについて西川は「暴論新聞不用之由申立」と、厳しく批判している。おそらく教導を第一と考える西川にとり新聞などを購入することは急務であるが、旧来からの神職からは不要なものと見られたのであろうか。

書状⑨も、書状中に新聞代の件があるので明治八年とした。書状の前半部分では、「何分一改革之事故」と今の心境を述べている。書状中ほどでは、多賀社小教院についてふれられている。多賀社は西川とも関係の深い車戸らがいる神社である。西川は多賀社への出張のあと、機会があれば近江八幡へ立ち寄ることを述べている。

新聞代金問題については、その事件の背景について述べられている。

西川によると、その原因は少宮司罷免後も「余党之輩」や延暦寺の僧侶らの活動により、「代料」の支払いについても妨害をされていると述べている。書状中には「今漸御延行被下社長へ御理解申入可被下候」とある。ここには「社長」が焚風社の社長をさすのであろう。

後書では「支那残金四十萬テイル」とある。これは、明治七年におきた台湾出兵と関係するものである。明治七年一〇月三十一日に日本と清国との間で互換條款が調印されるので、その問題についてふれたものである。台湾との問題については、明治七年一月一日付書状（史料紹介第六回 書状⑬）にも関連する記事を見ることが出来る。台湾問題の次にはドイツ人への攘夷事件についてふれているが、「司法ノ処分不分明可疑多論ト云」と感想も記している。そして最後に注目すべきなのは「布教ニ付嘆息如山、分離モ公然御許可」という言葉である。ここで述べられている内容が大教院の解体を指すことは言うまでもない。西川の日記「乙亥宝珠日札第参号」明治八年二月九日条にも、「東信ニ云耶蘇一件ニ付、教職一般御廃ノ沙汰ニ付、大教院内□議論粉々漸次此儀止ト云、追々嘆願有之候コト也、分離ノコト三岩承知ノ所、正院ノ議論決定不同意ニテ漸次依頼トイウ」と大教院解散について触れている。日記中の「三岩」は三条実美、岩倉具視を指すものであろう。

書状⑩明治八年二月一八日付（通番七六四）吉輔直筆一一四）

書状⑪明治八年二月二六日付（通番七七一）吉輔直筆一二二）

書状⑩は、多賀社小教院開幕および西川への派出依頼について記されている。西川の日記「乙亥宝珠日札第参号」明治八年三月条に多賀への派出の件が記されているので、明治八年の書状と年代比定した。西川は多賀への派出のあと、三月半ばには一度近江八幡への帰郷を伝えてい

る。

書状⑩は書状⑨の後に書かれたもので、書状前半では多賀行きについてとその後近江八幡にたちよる希望について記されている。しかし、近江八幡への帰郷については「御用先何共多テ相成不申候」と、その可能性が薄いことを伝えている。この近江八幡への帰郷の際、西川が見学を希望したのが「左義長」である。これは現在も近江八幡比牟礼八幡宮で行われている民俗行事である。ちなみに西川自身この祭りについて「左義長考」という文章を書き残している。

書状後半では日吉大社の問題について、権禰宜が滋賀県から出頭を命じられた件が記されている。この他にも種々の公務のため多忙であったようだが、「先少宮司東京敗北」と西川と対立した少宮司らの主張が東京では認められなかったようで、「先ハ一治り歟」と事態が収束にむかいつつあるとしている。

書状⑫明治八年四月二日付（通番七九三 吉輔直筆一四三）

書状の冒頭では、「当社官祭私祭共十四日ニ御座候處」とあり、勤務中の補助人員の問題について触れている。勤務中の補助として二名の人員が必要だが、坂本では老人や病人ばかりで役に立つ人材がなく、京都で雇い入れた者も経験不足で使いにくい。最終的に近江八幡から経験のある者を派遣するように依頼することになった。おそらく西川が新しく派遣された神職であるため、坂本で人手を探すことも困難であったのであろう。

書状後半では日吉大社の「標木」について述べている。西川によるとこの「標木」は谷鉄臣の揮毫の予定とされている。はたしてこの「標木」が実際に作られたのか、仮に作られたとしたらその「標木」はその後ど

うなったのか、これらについては現在のところ不明である。

書状の最後の部分では、「田中知邦少宮司拜命」について記されている。西川とも関係の深い田中の少宮司就任は西川のとり心強いことであつたとおもわれ「大ニ力ニ相成」と感想を述べている。全体的に神社内部の騒動も収束をむかえ、安定化の方向へと向かっていることが伺える。

書状⑬明治八年五月念五日付（通番八一七 吉輔直筆一六七）

書状冒頭に「廿日暁湖上無恙帰社」とある。西川の日記「乙亥宝珠日札第参号」の明治八年五月二〇日の条に同じ記事があるので、明治八年と年代比定した。日記によると、五月一六日に近江八幡に戻り、一七日には西川貞次郎と面会し、一九日に船で近江八幡を出発している。

次に「中教院瓦解一件」という言葉が登場する。この年の五月に、島地黙雷らの運動により大教院が解体するが、その影響が日吉大社へもたらされたのであろう。西川は中教院の解体に対して、「四座之神鏡、神道中教院へ御遷座ニ付而ハ更ニ全国神官へも念々協議、確乎タル御遷座式ヲ執行ひ候」と述べている。西川の日記「乙亥宝珠日札第参号」の五月三〇日条には「今日中教院引払」とあり、少宮司らと酒飯に誘われるが、西川は辞退し不参と記されている。西川の日記には中教院の事後処理について書き記されており、書状にも「老僕出幡不相叶」とあるようにきわめて多忙な状況であつたようである。

このような多忙な中、西川の家庭においても様々な動きが起きていた。「其許殿東上ノ事」とは、養子八十二郎の東京行きを指すものと思われる。この時期、八十二郎の家業は順調でなかったようで、八十二郎は函館に赴き裁判所で働くことになる。おそらくここに出る「東上」とは

八十二郎の函館行きと関わることであろう。八十二郎が近江八幡を離れる事は西川にとり一大事である。「三・四日帰幡所事取片付之積」と、八幡へ戻ることを検討している。

書状後半では「権令」という言葉が登場する。ここに登場する「権令」とは、籠手田安定のことである。籠手田は元平戸藩士、幕末の時期は京都で情報収集の任にあたり、明治元年（一八六八年）に大津県判事試補となり、滋賀県とかかわりを持つ。滋賀県令在任中は滋賀県の近代化に尽力した。西川は「先令トハ大二見込違、皇道ニ取候而モ種々可賀事のミ」と高い評価をしている。事実、この後西川は籠手田に対して宗教行政をめぐる建言をするなど、かなり良好な関係を持つこととなる。

書状⑭ 明治八年一〇月四日付（通番八七一 吉輔直筆二二二）

書状⑮ 明治八年一月二八日付（通番九一五 吉輔直筆二六五）

書状⑬が明治八年の五月で、次に紹介する書状⑭が明治八年の一〇月と、約五ヶ月のブランクがある。あきらかに不自然な残り方である。もちろん、現在年代比定ができていない書状の中に明治八年のものがある可能性があるため、今後年代比定が進めば明治八年の書状が増える可能性もある。書状⑬でも述べたようにこの時期八十二郎は近江八幡を離れており、そのためこの時期の書状が紛失し、伝来していない可能性も否定できない。

書状⑭では書状⑬につづき八十二郎の就職問題が述べられている。八十二郎の東京行きについては書状⑬にも記して有るが、大阪・東京からの書状が無事の到着したこと、就職問題については、「兎も角も官途ヲ不急様トノ儀ハ爰元ニテ懇々申入置候」併し何事も天ニ任せ候外不可有心永ク御籠城可然存候」と、急いで職を求めることは慎むこと、生活に

については「此上ケ節儉第一節減可然候」「御注意習字第一ト存申候」と節約と習字の練習を進めている。西川は八十二郎の就職問題について、「再度之貴書其俣谷へ為相見此上一考ヲ乞候事也」と、谷鉄臣へも協力を求めている様である。谷への協力については書状の後半で「箱館ノコトモ一旦ハ御断リモ可然候へ共此後谷氏ノ考ヤラ事情・時勢ニテ又々依頼可被成候歟ニモ可相運」と述べており、最終的に八十二郎は函館で就職するのだが、この段階では函館行きの話を一度はことわっていたこと、「谷氏ノ考」とあることから就職に際して谷から助言を得ていたことが伺える。

この後も書状の中では八十二郎の問題が主題となっている。「折々武笠氏へハ御機嫌伺トシテ御出頭可有之、此儀谷氏ノ深慮ナルコトニテ御確守可有之」と、職を得るための基本として、人間関係の重要性を説く。もちろんこういった活動は誰にとっても好ましいものではないが、「其外取附キ染附キノ悪キ人モ間沢山アリ夫ヲ凌キ忍テ御見舞ト歟申立御出入被成候」と、忍耐を第一とするのが、「官途ニ進ムヘキ礎ニテ、此事奉公始メノ大稽古・訓練」であると述べている。まことに涙ぐましいまでの努力である。しかし、このような努力なくして「官途」につくことは不可能であったのであろう。最終的に八十二郎は函館裁判所に勤務することになるが、この書状にみられるようなアドバイスが効果を発揮したからであろうか。

書状の最後では、日吉大社の動向が記述されている。遷宮式についてはつつがなく終了したこと。権令籠手田自身が遷宮式に参加したことなど、籠手田がかなり好意的な態度をとっていることが記されている。西川自身も明治八年に籠手田に対して近江の宗教行政について建言をするなど籠手田に接近することになる（小林）。

書状⑮は内容から判断して明治八年一月二八日と年代比定した。書

状<sup>⑭</sup>でも問題となっていた八十二郎の就職問題については、「然ハ伊庭氏配慮箱港一件御決心之趣武笠氏之同説老僕も可然遙賀二不堪候くれぐれも北海之寒氣御自愛」と、書状<sup>⑭</sup>で述べられている就職活動について、「伊庭氏配慮」により八十二郎の函館での就職が決定したことが記されている。書状にでる「伊庭」は伊庭貞剛。伊庭は弘化四年（二八四七）に近江蒲生郡西宿に代官伊庭正人の長男として生まれた。幼少のこと西川の私塾に出入りしたといわれる。明治二年に西川の紹介により刑法官として新政府に出仕した。明治一二年に官吏を辞職し、翌年明治一三年に住友に入社。住友の経営近代化に貢献した人物である（瀬岡）。西川は「御差越しの書面其俣谷へ遣シ安堵為致度候也」と、八十二郎からの書状を谷鉄臣へ送り、谷を安堵させたいとのべているが、このことから八十二郎の就職に谷も大きく関わっていたことが伺える。

ちょうど八十二郎の就職が決定したところ「少宮司田中氏此頃ニモ発程再東上之積り之處、本省布達面ニヨリ一応伺ヲ逐ケ候ハテハ難相成」と、田中知邦が東京に行く予定があったようで、「来十日頃爰元へ発足ニも可及歟、何卒面会アレカシト祈居申候」と東京での面会が実現することを期待している。

以上のような経過により八十二郎は近江八幡を後にしたのである。八十二郎にとって函館への就職は希望に満ちたものであったであろう。翌年八十二郎は函館で急死するが、そのような悲劇的な結末が来ることを八十二郎も西川も、まだだれも知らなかったのである。

#### （主要参考文献）

- 西川太治郎編『西川吉輔』（近江新報社、一九〇四年）  
 小林正彰『西川吉輔』（一九七一年）  
 江頭恒治「近江商人の変種・西川吉輔」（『彦根論叢』一一三・一一四号、

史料紹介 西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介（第七回）

一九六五年）

- 「西川吉輔家文書」（滋賀大学経済学部附属史料館保管）  
 「西川吉輔文書目録」（『滋賀大学経済学部附属史料館所蔵資料目録』第二〇集、『滋賀大学経済学部附属資料館研究紀要』第一二号、一九七九年）  
 井上優「史料翻刻 西川吉輔書簡（一）」（『粟東歴史民俗博物館紀要』第六号、二〇〇〇年）  
 国立歴史民俗博物館『明治維新と平田国学』（財団法人歴史民俗博物館振興会、二〇〇四年）、宮地正人編『国立歴史民俗博物館研究報告一二二集 平田国学の再検討（一）』（大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、二〇〇五）、同『国立歴史民俗博物館研究報告一二八集 平田国学の再検討（二）』（大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、二〇〇六年）  
 阪本是丸①「日本型政教関係の形勢過程」（井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』（第一書房、一九八七年）、阪本②『角田忠行翁小伝』（熱田神宮宮庁、一九八九年）、③『明治維新と国学者』（大明堂、一九九三年）、阪本④『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、一九九四年）  
 佐藤真人①「日吉社の神仏分離論—慶應四年四月一日の廃仏毀釈を中心に—」（『国学院大学日本文化研究所紀要』第五九輯、一九八七年）、佐藤②「日吉社における神仏分離遂行の経緯—慶應四年（明治元年）迄を中止に—」（『国学院大学日本文化研究所紀要』第六一輯、一九八八年）、佐藤③「近世社家の吉田神道受容—日吉社司の事例をめぐって—」（『大倉山論集』第三十三輯、一九九三年）、佐藤④「生源寺家文書の紹介—その伝来と内容—」（『国学院大学図書館紀要』第二号、一九九〇年）  
 瀬岡 誠「伊庭貞剛の企業者史的研究—準拠集団と西川吉輔の分析—」（『大阪学院大学 国際学論集』第一三巻第一号、二〇〇二年）  
 武知正晃①「西川吉輔の海外情報収集とその認識」（衣笠安喜編『近世思想史研究の現在』思文閣出版、一九九五年）、武知②「幕末風聞の世界と歴史の表象」（『江戸の思想』第八号、ぺりかん社、一九九七年）、武知③「供御人をめぐる歴史記述—近江国蒲生郡栗島庄郁子供御人をめぐって—」（『立命館文学』第五六〇号、一九九九年）、武知④「天皇巡幸と『陵墓』の確定—弘文天皇陵の確定を素材として—」（鈴木良・高木博志編『文化



長ヲ相勤サセ候企□評類ニ候得共、却而難有  
迷惑ニ而多務困却致申候、少宮司事能ク世人  
ノ知ル所其任ニ不堪偏固学者ノ世間  
不知、実ハ少宮司ノ任ル務ヲ老僕引受ニ付而ハ多忙  
ヲ不知如斯次第ナリ、同盟ノ有志西京ノ  
四教正へ訴へ内々大混雜ナリ、此上  
御所分ニ任セ可申候、今般ノ伝宅も辭職ヲ  
表し奸党ノ妬嫉ヲ僻ケ可申候積り也  
何分昨今ノ義ハ大破損迄も自力ニ而ハ  
難行届、宝涛院里房ハ風景モ宜ク  
簡孤ニハ相見へ候得共、間敷ハ却而広ク  
隱遁ノ上ハ掃除も手輕便利ニ候也、何分  
彼党ハ種々手回シ居候得共、老僕ハ一向ニ頓  
着不致是迄ノ拜命件モ十分身ニ余り候也  
御内覽可被下候也

十二月七日

坂本隱士

八十二郎殿

書狀②明治七年一二月一六日付(通番九二八 吉輔直筆二七八)

八日市源兵衛依頼之額、差急キ漸  
出来ニ付差出申候、明十六日ニハ泊リ掛ケ  
ニ取ニ参リ申候、但シ□名之儀ハ決而  
額面ニ刻付候儀不相成恐多キ事ニ候、

此段能々御申聞ケ可被下候、源兵衛  
当地へ参り歸リ掛ケ多葉こ入ヲ失念  
致申候、追付幸便ニ差遣シ可申候○門  
前一件大ニ御手数勘七手透次第  
頼ミ入申候、庄太郎子下世残年也、追而  
吊状差出シ被申候○昨十六日吉辰ニ付  
吉之輔喰始メ致申候○乳母給金の  
事承知致申候○大杉町へ催促の手  
紙差出申候、不参ニ候得共、来入陸統  
僧侶・神官のミ御座候、多忙御察シ  
可被下候也

十二月十六日

吉介老人

八十二郎殿

書狀③明治七年一二月一七日付(通番七二七 吉輔直筆七七)

伊丈伎氏婦村ニ付一書相託申候、先以  
御安健奉賀候、吉之輔喰初前夜  
同昼相濟大盛會ニ御座候、益以肥大  
無恙

一金 四両也 乳母給金之内

先貸

一金 壺両二朱大文字やまつ

産科書附相済

合金壺両式朱

右夫々御配分可被下候

一、門前勤七儀何卒探合セ出坂候様

深ク相頼ミ申候、当地二ハ日雇之者何レモ

仕事出来不申、荒仕事斗リニ而

間ニ合不申候

一、此間頼入候なべ類ハいか候哉、承り

度候也

一、大杉町へ改革之催促此間も申遣候

いか候哉、承り度候

一、当社同僚之混雑老拙ヨリモ去般

本省へ進達致置申候、進退相決シ候条

追々御処分可有之如何相成候哉、任

神慮候外無之候也

右之段申入度則坂本之内大和店

六百五十四番地宝珠院里坊卜御承知

可被下候、以上

十二月十七日

吉輔老人

八十二郎殿

書状④明治七年十二月二五日付(通番九三五 吉輔直筆二八五)

昨廿四日本省御達書並滋賀県

通達書之写御添書を以被差越

夫々拜見候、右遷座一件之御指令

書ハ去月廿七日拙者持参之上及御被

露候処、其場貴官御議論之件々

出勤之各位具ニ承知罷在候事ニ而同

廿八日ヨリ所労不参ニハ候得共、其後

一度之御来談も承り不申、本月六日

夕生源寺希徳辞表之一件ニ付態々

御入来ニ而、殊ニ激敷御議論御申聞ケ

候処右様之儀トハ違ひ不容易重

大之御評議ニ候へハ、乍御疲労病床へ

御出之上萬事御示談も可有之候処、無

其儀今日迄等閑ニ被差置拙者

所労不参之廉ヲ以延引御申訳

ニハ連名不仕候条、御一名ニ而御上申

可然候也

十二月廿五日

少宮司殿

西川吉輔

此分昨日参り候書類ト一緒ニ返ス

書状⑤明治八年一月一七日付(通番七四七 吉輔直筆九七)

小島兩人来坂、以後改革之諸事いかに相運候哉と案シ罷在候、不遠何と歎決談可致ト相待居申候、偕鍋・釜・書物等夫々着致し正ニ落手、年併草一卷相欠シ申候、何レ帰省取しらへの上ト存申候○其許殿  
 弥東下ニ相決シ候ハバ、焚風社ハいかが相成可申候歟も難斗候得共、蔵書類ハ一まづ不残返却いたしもらひ度候条、兼而此旨御心得置、其期ニ至り貸不貸ノ論相立不申様致し度候、縦觀美事なれ共  
 向後相統六ヶ敷闔国の実情同様肴官、寂寥嘆息ニ候也○此間も谷ヨリいまた東上治定無之哉之段催促来り申候、何分ニも能キ手続ト御喜ひ被成候、去ながら能々田舎ノ昼寝都会学文ニてハ不相成、何事も一洗都而取回シ迅速手抜き無之様第一ノ心得ニ御座候也○大杉町先生も心配致し被呉候半歟ニ候得共、金穀ヲ以テ助力致しもらひ不申候条、一入安心成事ニ候也、随分立抱被成一刻も早く埒明キ候様、御依頼有之度候也  
 一、中教院改革致シ候ニ付而ハ、焚風社ヨリ御厄介ニ相成候報知新聞之儀、一先御見合シ被下度、併即今参り候丈ケハ御贈り可被下候、尤一勘定致し度代料並諸掛り共御記シ  
 八幡焚風社名前ニ而中教院当ニテ御越し

史料紹介 西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介(第七回)

可被下候○教義新聞ハ老拙佗人ニ而引受ケ候へハ右書附ニ御除キ一紙ニ御記シ可被下右之段得貴意度候也

一月十七日

吉輔老人

八十二郎殿

書状⑥明治八年一月二〇日付(通番七五〇 吉輔直筆一〇〇)

任便宜得貴意候、然ハ当社同僚中  
 彼是党派相立老拙進退ヲ決シ具  
 状御所分相待居候處、去十四日附ノ達書  
 只今県ヨリ郵伝少宮司事本官並兼  
 職ヲ被免候、外ニ一人奸書生有之  
 免職之事必定ト存居候處、今般無其沙  
 汰余座全不除面倒ノ至歟ト存申候  
 右ニ付尚ハ是迄社用取扱等等閑ニ成置候  
 数件擔当弥重り漸時多忙  
 御一同へ御致声可被下候也  
 伝兵衛・本庄行御届ケ可被下候

一月廿日夜旧亥刻宝珠主人

八十二郎殿

書状⑦明治八年一月二四日付（通番七五三 吉輔直筆一〇三）

中教院返答書

社務所ヨリ遣ス

御紙面拝見仕候、然ハ少宮司免職  
ニ付神道取締本院詰人員之儀  
拙老所勞ニ付生源寺業親当分  
出頭為仕候間宜御承知可被下候也

一月廿四日 西川吉輔

中教院

各宗御取締

御中

書状⑧明治八年一月二七日付（通番七五五 吉輔直筆一〇五）

御安健奉賀候、然ハ去ル廿日郵出

柴風社御取替之新聞代価之

儀、五百五拾貳号迄ハ中教院ニ而引

受ケ置候、是ハ少ニ故障有之同院規

則無謂改革ニ相成、依之瓦解之

勢ニ相成候ニ付、暴論新聞不用之由

申立無拋拙者引受ケ候様ニ相成申候

右ニ付御書附被下候得共、其俣中教院

へハ難差出ニ付再度御認メ替ヲ願候也  
右ハ御承知ニ御座候哉、廿日出之郵信ハ  
御届キ候哉卜案シ居申候、実ニ御手数之  
儀恐入候得共、其聊巨細書之通り  
御書替被下致候、郵税の同様頼  
入申候也、唯今来入数多要用のミ  
申入ル也

一月廿七日 吉輔老人

八十二郎殿

書状⑨明治八年二月一四日付（通番七六一 吉輔直筆一一一）

余老難退候得共、御安健奉賀候老拙

無恙御安心可被下候、然ハ今川殿帰郷

ニ付一書相託申候、夫々御配達有之度

付而ハ取片付之事、今ニ落着も不致候歟

右ハ何分一改革之事故、存心之通り

相運も致間敷ハ世間尋之習態何

分ニて担任セ置、折角御手仕舞第一之

擔当と存申候、大杉町藏ニ入在之道具

類ハ追々ニ旧宅へ御運送内々ながら

御手回シ可被成候、来月上旬ニハ多賀社

小教院開延派出ニ付、殊ニ寄候ハバ

都合ヲ見伺ひ帰省可致歟、難斗候

万瑞御諸講第一ト存申候

中教院取次新聞代之事、此頃教

院へ申遣候處、少宮司免職前後ヨリ

一社中分派、羽島免務ヨリ余党之輩

僧侶ニも有之三井僧也、依之遣趣ヲ挟ミ代料

も彼是故障申立、今ニ等閑ニ打置候得共、

不日入手次第差上可申候、今漸御延行

被下社長へ御理御申入可被下候

幸へも申入候魚殿ヲ始メ彼是少々宛買

掛り残り有之候由、よしより承り申候、御手数

なから夫々書出ニ相及候故、借高丈ケ

一紙ニ書記シ、廿日迄ニ御差出シ可被下候

くれぐれも今しばらく御辛抱被成親類ニ

御任セ傍觀有之度、其際ニ可相成丈ケ

御取運可然と存申候也

支那残金四十萬テイル実ハ

未御入手ニ不相成、大ニ彼国ニても

故障出来、宰相一人の外更ニ

承知ノ輩無之ニ付、大ニ沸論ト申

由承り申候、新聞上ニ相見へ申候

秋田田崎狂人トイツコンシエル

殺害之等左院九等出仕伊藤

武彦ト申人ニ承り候處、大相違ニ而

不怪不条理千万ト申、秋田ノ田崎

ノ購金ヲ箱館・松前等ノ有

志ヨリ課出五萬金ヲ以一命ヲ

助ケ度ニ至ルト云、田崎ノ人より有之

事見ルヘシ、司法ノ処分不分

明可疑多論ト云、穴賢

布教筋ニ付嘆息如山、分離も公然

御許可不日御布告出候事也

穴賢夫工相続キ一大患出来可

申候

二月十四日

坂本老人

吉武殿

書状⑩明治八年二月一日付(通番七六四 吉輔直筆二一四)

多賀社小教院開筵来月十一日

二相決シ、右ニ付派出ヲ相頼候ニ付、

右ヲ相済シ十四・五日頃ニハ帰宅之積

内々御含置可被下候、何卒取片付

モ其時ニ可相成夫ケ致度、伝兵衛へも

御通達、諸事相運候様御依頼可

為レ、思ふ様ニ参らぬが世上の習

第一同席方取集メ専務ト存申候

以上

二月十八日

坂本老人

## 八十二郎殿

書状⑩明治八年二月二六日付（通番七七二 吉輔直筆一二二）

御安全愛度候、然ハ別紙之金子夫々

御配分可被下候○拙老事ハ来三月十一日

ニハ多賀小教院開講を始メ其外

所々派出、十六日ヨリ鑄物師・日野へ出掛

ケ其間少し透も候ハバ、帰宅久々ニ而

左義帳ヲ一覽致し度存申候、然し

なから御用先何共多テ相成不申候

権兵衛殿三月中旬ニハ出坂の様子、前

文之次第ニ付此段無急度御吹聴可

給候○暴人権祢宜家英、一昨廿五日

夜本県ヨリ呼出シ相成、昨廿五日出頭

之處、脱官直ニ鞆獄へ被引渡後ハ

いかが相成候哉、不評其儀ニ付又々東京伺

不申、一時ニ執宅忙ク加之我補拜命

七十余人出坂一寸も閑無之略宅候也

先少宮司東京敗北此頃帰国のよし

先ハ一治り歟、穴賢

二月廿六日 坂本老人

吉武殿

書状⑪明治八年四月二日付（通番七九三 吉輔直筆一四三）

御安健奉賀候、拙老始メ拳而無事御安心云云

然ハ当社官祭私祭共十四日ニ御座候處、右

勤仕中随従之者ハ大凡手当て致し候處、

僕兩人入用ニ候得共、当区内ニテハ何レモ同時

祭礼ニ付大ニ払底間、雇ハレ候者ハ老人歟

或ハ病ミ上り者歟用立不申、依之大略ハ西京ニ而

雇入レ致申候得共、召連レ候者ハ一ゲンニテハ無心本候故

八幡ニテ御都合被下度候

一人 是ハ清吉へ頼ミ度候

一人 多吉ニてもよろしく

兩人共差支候ハバ兼而出入致し居候

当吉手先キノ者ニ而よろしく此段

御周旋可被下候

十三日午前十二日迄ニ着到歟、十二日

夕迄ニ着坂ニてもよろしく御承引

可被下候

おさちへ依頼

一糾のかんばん

式人前

右ハ文屋氏来坂の節カ又ハ兩人雇入之者出

坂ノ節ニても御事附ケ可被下候

一当社標木堅三間ハバ式尺角之材ニ而

鳥居前へ相建申候官弊大社日吉神社ト記ス

是ハ谷先生来坂揮毫ニ相成申候、其外三・四カ条

件容易ニ聞濟ニ不相成事案外心安ク県ニ而

聞濟ニ相成意気揚々、一社挙而取扱致居申候  
 当年ハ私祭己ミ可廢處、借財ヲ致し相管ミ  
 申候、御手透ならハ一宿掛ケニて御来坂  
 頼ミ入申候、西谷乳母共肥立候歟、御一報  
 頼ミ入申候○田中知邦少宮司拜命赴任大ニ  
 力ニ相成万事委任致置申候、羽島トハ  
 庶務ニ相なれ被居、都合よろしく一社  
 太平ヲ唱安心致申候也

四月二日 吉輔

吉武殿

書状⑬明治八年五月念五日付(通番八一七 吉輔直筆一六七)

御安健奉賀候、然ハ廿日暁湖上無恙  
 婦社御安心可被下候、相統講も本日ニハ必  
 定而相勤リ候事、遙察致居申候、仲屋町庶事  
 来月一日ニハ婦幡罷出可申候様、老女公へ  
 約置候得共、少宮司儀二日ヨリ至急之御用向ニ  
 付為代理東上相頼ミ候處、中教院瓦解一件  
 本院引払之始末尚又四座之  
 神鏡、神道中教院へ御遷座ニ付而ハ更ニ全  
 国之神官へも忿々及協議確乎タル御遷  
 座式ヲ執行ひ候筈本院之場所も漸  
 唯今確定相成候次第、引続御用向多事

史料紹介 西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介(第七回)

中も老僕出幡不相叶為代理荆妻可差出ト  
 大凡取極申候、少兒ヲ召連レ不申候此段  
 御心得置可被下候○其許殿東上ノ事も頼母  
 子跡仕舞之上ならてハ不相成候条、来月  
 五・六日ヨリ所勞ヲ申置三・四日婦幡、諸事取  
 片付之積り其迄延行可被下候○本宅  
 当分之處、小島老母へ依頼致し置、其後尚又  
 篤ト取片付申度存居申候○權令も来二日ヨリ  
 東上、去ル廿二日御用向ニ付応接之分、先令トハ  
 大ニ見込違、皇道ニ取り候而も種々可賀事ノミ  
 婦県之上着手可相成、民政も大ニ變更候  
 半ト察居申候、先ハあらあら得貴意度  
 多忙中如斯ニ候也

五月念五 吉輔

八十二郎殿

書状⑭明治八年一〇月四日付(通番八七一 吉輔直筆二二二)

此方ヨリ大概月並ニ通信ノ積リニ候得共、老来執宅  
 漸ク御断リ申入候、甚五郎ヨリ佐倉へもよろしく  
 浪花ヨリ二度、東京ヨリ再信夫々到来拜見、洋中  
 無滞御安着愛度、老官無恙家内無事御降心可被下候  
 然ハ彼地ノ景況遂一承知仕候、折悪キ都合御心苦候事

遠察候得共、兎も角も官途ヲ不急様トノ儀ハ爰元ニテ懇々申入置候条、此上節儉第一節減可然候、再度之貴書其

俣谷へ為相見此上一考ヲ乞候事也、併シ何事も天ニ任セ候外不可有、心永ク御籠城可然存候、一日も早ク途ニ進度ハ無理ナラズ誰々モ能心得居候而、一日千秋ノ思ヲ成候モノナリ

御注意習字第一ト存申候○道路ノ説ニ而ハ太政公ト左府公ト御議論追々及切迫候由、右府公ハ行司役ト申趣ニテ御独立之由導致申候、併左ノ方勝ヲ被取候事歟ノ由伝承申候何ハ兎モアレ不容易御大切之御機会国体確乎ト相

立候様、微力ながら祈居申候○不足人云云の事伝兵衛ヨリ申参リ幸ヲ帰幡為致置様、荷作り之積リ御注意

可被下候○八幡へ帰跡取片付ノ事も何分時候少し早く存シ候事故、来月中旬比延引之積ニ候○折々武笠氏へハ御機嫌伺トシテ御出頭可有之、此儀谷氏ノ深慮ナルコトニテ御確守可有之、其外取附キ染附キノ悪キ人モ間沢山

アリ夫ヲ凌キ忍テ御見舞ト歟申立御出入被成候方先第一ノ官途ニ進ムヘキ礎ニテ、此事奉公始メノ大稽古・訓練ト被存<sup>(様)</sup>候様御心得可有之、仮令政府ノ変革無之てモ

中々以官途ニ進ミ候ハ手間ノ入り候者ナリ、此處深ク御覚悟候様申入候○箱館ノコトモ一旦ハ御断リモ可然候へ共此後谷氏ノ考ヤラ事情・時勢ニテ又々依頼可被成候歟ニモ可相運、此段御心得ニテ宜様不相変御依頼置

有之度は祈○当社遷宮権令出頭万端都合宜ク相濟日  
後日令殿自ラ登山神境ノコト、樹木ノ皮ヲ立削所分之儀自書セラレ兎島主ニ似タリ、是迄トハ凡六万坪程御増ニ相成申候、恐悦敬神深ク恐悦此コトナリ○貴境近況不

遠月並ノ便ニ追々心得ニ可相成分御報知是祈

十月四日

八十二郎殿

吉輔

甚五郎君去月廿六日発足不遠御面会又有之候也

書状⑮明治八年十一月二八日付(通番九一五 吉輔直筆二六五)

本月廿四日附之貴信今廿八日着、拜見御安健

槻亭食客先以安心大慶、老僕始メ一同無事

御省念可被下候、然ハ伊庭氏配慮箱港一件

御決心之趣武笠氏之同説老僕も可然遙賀二不

堪候、くれぐれも北海之寒氣御自愛保是祈、尚発

途迄ニハ追々通信も可及御差越しの書面其俣

谷へ遣シ安堵為致度候也、少宮司田中氏此頃ニモ

発程再東上之積リ之處、本省布達面ニヨリ一応

伺ヲ逐ケ候ハテハ難相成、来十日頃爰元へ発足ニも

可及歟、何卒面会アレカシト祈居申候、伊庭君並

中武兩名へ謝詞申遣シ候条、御配達は祈、同十九日

発ノ書モ展見嘆息而已、石田氏帰途赤坂宿ニテ

賊ニ逢ハレ時計外ニ少々錢モ奪取被申候、御送り

之各通ハ御届キ候由、乙次郎ヨリ申来リ則貴書

モ落手了ル、今般甚五郎君へも一信之處、今日書状

数通期後便宜御致声是祈

十一月廿八日

百竹老人

吉武殿

(中華民國〔台湾〕台湾首府大学応用外語学系日語組助理教授)

史料紹介 西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介(第七回)